平成３０年（フ）第５３号
大阪府阪南市石田600番地の６　13棟503号
破産者　冨田　　大
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
大阪府貝塚市久保71番地８、前住所大阪府貝塚市小瀬１丁目32番10―106号
破産者　上坂　　猛
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４号
兵庫県篠山市真南条中357番地
破産者　北井　　香
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成３０年（フ）第５号
兵庫県篠山市東吹1798番地　グリーンエコー１　202号
破産者　波々伯部圭佑
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第８５２号
広島市東区戸坂南１丁目４番14―301号
破産者　山田　幹哉
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２０号
広島県府中市高木町1111番地　市営住宅１―202
破産者　隠居　雅道
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４４号
山口県柳井市古開作470番地７　グランドハイツＧＤ201号
破産者　田辺　隆治
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第１１０号
山口県下関市富任町６丁目15番16号　椿荘、従前の住所山口県宇部市大字東岐波4004―２、住民票上の従前の住所山口県下関市竹崎町３丁目２番18―502号　市営竹崎改良住宅(14)
破産者　田村　舞子
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第４号
山口県宇部市大字中山71番地
破産者　的場　鈴子
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第６号
山口県宇部市大字中野開作190番地１　中州郷ハイツ103号
破産者　松岡　美香
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第１１号
山口県宇部市大字東須恵1317番地23
破産者　照屋千鶴子こと　孫　千鶴子
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第４９９号
熊本県菊池郡菊陽町花立１丁目９番１―107号　ＡＸＩＡＬ　Ａ棟、前住所熊本市東区健軍本町42番12号
破産者　畑野　　綾
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３２号
熊本市西区花園１丁目８番26―301号　コアマンションネクステージ熊本西
破産者　馬林　弘己
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第３７２号
福岡市東区箱崎６丁目12番21―605号
再生債務者　中田　卓也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第２６９号
福岡市南区向野２丁目７番14―302号
再生債務者　岩村　勇貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第３５号
広島市安佐南区大町東３丁目８番36―201号
再生債務者　荏戸　恵一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１９９号
福岡県春日市須玖北１丁目35番地１　アーサー井尻アクトステージ403号
再生債務者　深澤　克也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第４２号
大分県別府市大字内竈180番地の59
再生債務者　清水　健直
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月23日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（再イ）第４０８号
福岡市西区今津4807番地125
再生債務者　川原　弘志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第４７６号
福岡市博多区井相田２丁目11番19―801号
再生債務者　本告　建二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第１６号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目34番14号新町マンション602（開始決定時の住所　沖縄県南城市玉城字當山88番地大裕マンション206号室）
再生債務者　玉城　尚輝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（再イ）第５０６号
福岡市博多区井相田２丁目11番19―801号
再生債務者　本告恵美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月17日
福岡地方裁判所第４民事部